

東北 税政連だより

No.162

税理士の權益の維持と
その拡大のために
税政連があります

「災害損失控除制度の 創設に向けて」税政連奮闘記

会長 青木 正

「災害税制の恒久化」から

平成29年度に実現した「災害税制の恒久化」は、記憶に新しいと思います。東北税理士会が提案し、日税連の税制改正建議書で最重要項目とされ、東北税政連や日税政が強く実現を要望した「災害税制に関する基本法」が取り上げられ「災害税制の恒久化」が実現しました。熊本地震による被害が発生した年です。「近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当する観点から災害への税制上の対応を常設化する」と大綱に記載されたのです。

「災害税制」が動いたのは、本連盟が若松謙維議員（公明党税制調査会副会長）に対する陳情からでした。当時、参議院災害対策特別委員長の若松議員への陳情で好感触を得られたことから、日税政や東北税理士会調査研究部と連携し、要望実現に向け取り組みました。まず、災害対策特別委員会（公明党・全国比



若松謙維参議院議員

例）に面会。「党政調会長や税調会長に本件に関するPTの設置を進言してもよい」と言う前向きな回答が得られたので、同委員会でも平本議員による質疑が実現し、政府答弁として「災害ごとに特別な立法で手当をしてきた税制上の措置について、常設化するに相応しいものはないか」という観点も含め検討する」との杉久武財務大臣政務官の答弁を引き出しました。

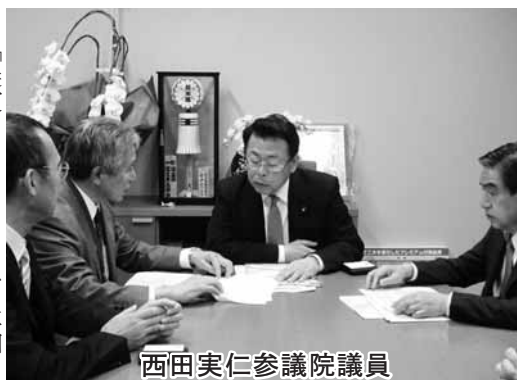
雑損控除の順序は
こうして決定された
所得税法第87条で「扶養控除
又は基礎控除を行う場合には、
まず雑損控除を行うものとする」と
所得控除の順序が定められて



秋葉賢也衆議院議員

さらに若松議員から「党の税調会長と事務局長にも陳情し、事前に理解を得ておきたい」との指示をいただいたので、公明党税制調査会会長の斉藤鉄夫議員と同税制調査会事務局長の西田実仁議員に対し、与党税調小委員会でも公明党より本件を取り上げていただくよう陳情しました。また衆議院災害対策特別委員長の秋葉賢也議員（自民党・宮城2区）にも面会し、自民党税調で本件が議題となるので東北税政連の要望を斟酌いただき発言して欲しい旨を陳情しました。この結果「災害税制は基本法という方向性ではなく、あらかじめ手当てしておくべき対応については規定を常設化する」という方向で決定されたのです。

「農家におきましてご承知のように災害等がありまして相当多くの雑損控除をされる場合がある訳です。医療費や扶養控除等を先にやりまして、雑損控除を後で引くという方法をとって頂きますならば、農家で引かれるべきものが当然引かれる。本年の災害等で非常に打撃が大き



西田実仁参議院議員

い。これに関して井上義久議員（公明党税制調査会顧問）から、昭和26年11月2日に開催された参議員農林委員会の議事録をいただき、議事録では、全指導農業協同組合連合会農政部長の千石氏が参考人として雑損控除に關し次の質問をしています。

法をとっていただきたい。」
これに対し、委員長であった政府委員の羽生氏の答弁は次のようでした。「我々から言わせればむしろ話は逆であって、雑損控除は繰越その他が認められから先ず先に引くという考え方に立っておる訳です。雑損控除は青色申告をしない者についても認めておる訳です。むしろ雑損控除をしてその後に医療費や扶養控除等をするという議論の前提には雑損控除を先にやって、医療費その他も繰越して引いてもらいたいという議論が裏にあると思います。医療費や扶養控除等は原則として繰越さない建前にしております。今おっしゃったご意見を採用しますと、雑損控除をした人には事実上基礎控除や医療費控除が繰越されるという結論になりますので、それでは面白くないのではないかと。私としては繰越ができる雑損控除から先ず引いて行くという建前をとっております。68年前にこういう議論があり、雑損控除の順序が農林委員会で決まったのです。」

令和2年度の税制改正要望の陳情
東北税理士会が提案した「所得
税法の雑損控除制度を改正し災
害損失控除制度を創設すること」
が、日税連の税制改正建議書で
最重要項目とされました。東北
税政連では東北税理士会調査研
究部と連携し、分かり易い「重
点建議事項等の概要」の資料を
作成し、関係国会議員に11月5
日に一斉陳情を実施しました。
本連盟は、若松議員にアポイ
ントを取り、議員から西田実仁
議員（公明党税制調査会会長）

と井上議員、竹内議員（公明党政務調査会・財政金融部会長）、石井啓一議員（前国土交通大臣）に対する陳情の後押しをしていただきました。

さらに、11月23日に地元に戻るといふ情報を得たので、内閣官房副長官の西村明宏議員（自民党・宮城3区）に面会を求め陳情しました。



西村明宏衆議院議員

税制改正大綱に「災害税制」を反映させるためには①自民党内閣第1部会で重点要望に取り上げてもらい、自民党税調の総会で議論し12月12日に公表予定とされている税制改正大綱に反映させる②自民党と並行して行われる公明党の税制調査会で取り上げていただき、11月21日から断続的に行われる与党協議会で議論し大綱に反映させる③財務省から自民党税調に提案といった働きかけがあります。いずれも高いハードルが予想されますが、今年が好機と捉え実現に向けて様々な陳情を繰り返しております。

令和2年度 税制改正建議書

重点建議事項等の概要

1 所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること

Point

- ① 災害による損失は、通常とは異なる損失により発生する
- ② 被災地域では、被災地域の経済基盤が回復するまでに相当の長期を要する
- ③ 災害による損失を軽減するためには、被災者に対する支援が必要である

雑損控除から独立させた「災害損失控除」の創設が必要

災害損失控除 について

- 所得控除の範囲を人的控除の範囲に限定し、被災者の公平性を確保し、所得控除の範囲を拡大すること。
- 控除の金額は10年間の所得控除の範囲に限定し、被災者の公平性を確保し、所得控除の範囲を拡大すること。
- 対象支出の範囲を拡大し、被災者の公平性を確保し、所得控除の範囲を拡大すること。
- 被災者に対する支援が必要である

財務省への働き掛け

今年度は、参議員農林委員会にも働きかけました。要点は①所得控除の順番を人的控除の後順位にすること②控除の繰越期間を法人の繰越欠損金控除制度と平仄を合わせ10年に延長することです。

2018年11月の参議院予算委員会、若松議員から麻生太郎財務大臣に次の質問をしていただきました。

「東日本大震災では特例により延長していた期間を5年間に延長していただきました。しかし、当時の全壊家屋は13万戸に上り、数万人の被災者が災害損失を全額控除できなかったとされています。これだけ頻りに激甚災害が起きていることを考えると現行の雑損控除ではなく、新たに災害損失控除制度を創設し、災害損失の繰越控除期間を例えば10年間に延長し、損失控除の順位も工夫し、避難、移転費用も繰越控除できるように所得税法の雑損控除制度の改正を検討していただきたいのですが。」

これに対し麻生財務大臣は、「事業上の損失というのと異なり、帳簿上明確ではありませんが、そういった意味では余り長期にわたって控除を認めます。制度の濫用とか悪用とか納税者間の公平性とかいうのが損なわれるところでは、慎重にこれは検討する必要があります。」という回答でした。

本連盟は①損害額の計算は固定資産税評価額を参考に算出できる②各行政が発行する罹災証明書等を添付する③受け取った損害保険金等はマイナンバー等から公平性は保たれるのではないか。激甚災害では被災地域の経済基盤が回復するまでに相当の長期を要すること等を丁寧に説明してきました。

財務省の判断としては「収入・経費」所得控除の順番という考え方なので、「順番の入れ替えは難しい」のではないかと。しかし、東日本大震災で認められ他ではダメだと排除し、損害や負債があるのに所得にはしつかり課税するというのも如何なものかと思えます。年数を見直すことはあり得ると思えます。災害が過ぎてから後片付けに追われ、実際仕事ができるようになるのは数年から数年かかるのが現状なので、それ以後から控除を開始させて欲しいというのでも分かる気がします。」との回答を得ました。

東北税政連の粘り、雑損控除の実態も調査

検討して欲しいのは「損失の額が切り捨てられることの理不尽さ」との考えで、雑損控除の

適用状況がどうだったかを国税統計年報で調べて見ました。平成23年は3・2万人が申請し1・3億円の還付、翌年は1・1万人で61億円の還付でした。適用期間は平成28年までは8千人で69億となり駆け込みで処理を行った被災者もいたと思います。

年金所得中心で他の所得もある方々は多くの雑損控除を打ち切られ、還付税額が少なく面倒な手続きをしない人もいたと推定されます。所得税よりも住民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料に影響があること自体を申請しなかった方々が雑損控除の話を聞きません。折角の救済措置が所得税の観点のみで、住民税や健康保険料の負担が抜けていないような気もしました。

適用状況の数値は全国値のため薄まっていることも考えられます。被災者本人に本質的損失はない話についてもできるだけ「公助」があっても良いと思えます。

東日本大震災での5年控除

11月20日、若松議員と共に遠山清彦財務副大臣に陳情しました。その際、現行の3年では災害による損失額は多額になるため控除できないこと、所得の更正期間は5年であること、被災者に対する税制上の支援は災害規模の大小で差別されるべきではない等と説明させていただきました。

遠山副大臣から「東日本大震災と同様の繰越控除期間も一案となりましたので、なぜ5年にならなかったのか、その経緯を調べ、平成



遠山清彦財務副大臣

23年4月26日の参議院財政金融委員会での議事録を手に入れました。

佐藤ゆかり議員（自民党）の「震災で失われた住宅や家財などの個人や個人事業主の雑損失に対する特別措置について」という質問に対し、当時の野田佳彦財務大臣は、「広範な地域にわたり生活基盤や事業基盤が根こそぎ失われ、その再建には相当な期間が必要になると考えられます。委員が指摘のように、雑損控除及び被災事業用資産に係る純損失については繰り越控除期間を現行の3年から5年に延長することとさせていただきます。」と、回答していただきました。

高い壁に立ち向かいながらも、全く屈することなく陳情を繰り返した各県税政連と東北税政連の各位に最大限の拍手を送りたいと思います。あの時、あの陳情で歴史が動いた、と。